



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 コープケミカル株式会社
代表者名 取締役社長 小池 一平
(コード番号 4003 東証第1部)
問合せ先 取締役総務人事部長 藤塚 弘
(TEL 03 - 3230 - 0109)

内部統制システム構築の基本方針の改定について

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンスに関する行動規範、推進体制を明確にした「コープケミカルグループコンプライアンスマニュアル」を定めております。
 - (2) 当社グループは当社取締役社長を委員長とする、「コンプライアンス委員会」を設け、コンプライアンスに関する意識の向上及びコンプライアンスに基づく適切な業務運営をはかるために、行動規範・関連諸規程・マニュアル等の策定・見直し、推進実施計画の策定及び進捗管理、監査及び調査等の指摘事項に対する業務改善策の普及・徹底等について取り組んでおります。また、当社はグループにおける法令・諸規則・諸規程の遵守を確保するため、各社においてコンプライアンス体制を確立し、グループ全体の連携を図っております。
 - (3) 当社グループは「内部通報規程」を制定し、内部通報制度の適切な運用に努めております。また、「コンプライアンス相談窓口」を設け、コンプライアンス違反に関する情報を早期に把握し、是正を図ることとしております。内部通報により当社に重大な影響を及ぼす懸念のある事項が判明した場合には、「コンプライアンス委員会」で対処することとしております。
 - (4) 当社は、内部監査部門として取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は各部門の業務が法令及び社内規程に従って、適正に執行されていることを定期的に監査・検証し、その結果について取締役社長へ報告することとしております。
 - (5) 当社は、関係会社に対して必要に応じて、監査役の調査及び内部監査室の内部監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役会議事録、経営会議議事録、重要な会議の議事録並びにりん議決裁書等、取締役の職務の執行に関する文書及び情報については、文書管理規程、その他社内規定に基づき保存、管理するとともに、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できることとしております。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、当社グループとして定めた「リスク管理方針」に基づいた「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理の体制整備を図るとともに、リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。リスク管理委員会では当社各部署、グループ会社各社で想定される「事業活動に関するリスク」について定期的な見直し、検証を実施しております。また、内部監査室は各部門のリスク対策等の状況を検証することとしております。
- (2) 重大なリスクに関する事態が発生すると判断された場合、委員長はリスク管理委員会を招集し、事態の解決を図ることとしております。
- (3) 重要な法務問題に関しては、顧問弁護士に適宜相談を行い対応しております。
- (4) 当社グループは、子会社各社の取締役社長を各社リスク管理責任者に定め、自律的なリスク管理体制を整備しております。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会の決定に基づく取締役の職務執行については「組織規程」「職制規程」「職務分掌規程」により効率的かつ適正な運用に努めております。
- (2) 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、常勤役員等で構成する定例の経営会議において審議しております。
- (3) 当社は、経営目標を明示した中期計画を策定し、これに沿った会社及び各部門の目標値を年度予算として策定し、それに基づく進捗管理を行っております。
- (4) 当社グループは、当社役員が子会社の非常勤役員に就任しており、定期的に関催される子会社取締役会において、子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が子会社の職務の執行状況を監視できる体制を構築しております。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループは、「関係会社管理規程」等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について定期的に報告を受けることとしております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役会からの要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任して対応し、選任された使用人の人事異動・考課・懲戒については、あらかじめ監査役会の同意を得ることとします。また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事することとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、意思決定の過程や業務の執行状況の把握に努めるとともに、決裁がなされたり議書及びその他重要な報告書は監査役へ閲覧されることにより、重要な業務執行が報告される体制を整えております。
- (2) 取締役は会社に重大な影響を及ぼす懸念のある問題が生じた場合には監査役へ遅滞なく報告し、監査役は取締役及び使用人に対し、報告された事項について必要に応じて説明を求めています。
- (3) 「関係会社管理規程」その他関連規程より、各グループ会社は自社の事業の経過、財産の状況およびその他重要事項について、当社へ報告することとしており、その報告は監査役へ閲覧され、監査役は必要に応じてグループ会社各社に説明を求めることとしております。
- (4) 当社グループの「内部通報規程」では、グループ会社の全従業員が直接監査役に通報ができるように体制を整備しております。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの「内部通報規程」は上記の報告を行った者に対し、当該報告を行った事を理由として、不利な取扱いを行うことを禁止しております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は監査役職務の執行について生ずる費用を負担するため、毎年一定額の予算を設けることとしております。
- (2) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めることとしております。また、監査役は監査計画に基づき必要に応じて各部門の役職員と個別ヒアリングを実施することとしております。
- (2) 監査役会と会計監査人は定期的に会合をもち、緊密な関係を保ち、積極的に意見交換及び情報交換を実施しております。
- (3) 内部監査室は内部監査計画と内部監査結果及び監査により得た情報について定期的に監査役へ報告し、必要に応じて監査役から求められる事項について調査し、報告することとしております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保するよう努めており

ます。

1.2. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は「コープケミカルグループ役員・従業員行動規範」に基づき、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求については毅然とした態度で対応しております。

また、総務担当部門を反社会的勢力からの対応窓口として定め、情報収集や社内における対応等の周知を図り、警察や弁護士等の外部専門機関に適宜相談を行い連携を強化しております。

以 上